

山 青 森 県 報

号外第六十三号

平成十三年七月四日(水曜日)

目 次

規 則

- 青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課)…一
- 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(同)…二
- 青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課)…二
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地方農林水産事務所)…二
- 土地改良事業の工事の完了……………(同)…三

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年七月四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第六十九号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条の男女共同参画課の項に次の一号を加える。

五 男女共同参画審議会に関する事。

第十三条の二の工業振興課の項の第十号中「新産業都市建設協議会及び」を削る。別表第六青森県青少年健全育成審議会の項の次に次のように加える。

青森県男女共同参画推進条例(平成十三年七月青森県条例第五十号)	会長 委員	二十人以内。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、総数の十分の四未満であつてはならない。	二年	委員の互選	男女共同参画課
審議会	第八条第三項の規定によりその権限に属せられた事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。				

別表第六青森県新産業都市建設協議会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十三年七月四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第七十号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年七月青森県条例第五十五号）の施行期日は、平成十三年七月四日とする。

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年七月四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第七十一号

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税の特別措置に関する条例施行規則（平成十一年七月青森県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十八条若しくは第二十一条」を「若しくは第十八条」に改める。

第四条第一項及び第五条中「第二十条及び第二十三条」を「及び第二十条」に改める。

第六条第二項中「第二十条及び第二十三条」を「及び第二十条」に、「適用建物、条例第十八条第二項第一号の適用家屋又は条例第二十一条第二項第一号」を「適用家

屋又は条例第十八条第二項第一号」に改める。

第一号様式の注の2、第四号様式の注の2及び第五号様式の注の1中「又は新設業
業中の区画に於ては特別設備を新設した場合は」を削り、「これらの設備」を「当該
特別設備」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、天
間林土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十
七項の規定により公告する。

平成十三年七月四日

上北地方農林水産事務所長 工 藤 洋 一

区役員の 氏名	住 所	就任及び退任 の年月日
理事 工藤 省三	上北郡天間林村大字天間館字舟場向 川久保三六五	平成三・六・一就任
金沢 馨	三四	〃
坪 幸一	八五の一	〃
柳平 廣司	五の二	〃
小又 福蔵	一二	〃
八嶋 勝見	〇	〃
小又 精一	四五の二	〃

字森ヶ沢

字白石三

字森ヶ沢

字柳平一

字前川原

字坪川原

字坪川原

字坪川原

字坪川原

字坪川原

字坪川原

字坪川原

字坪川原

字坪川原

字坪川原

字坪川原

字坪川原

字坪川原

字坪川原

字坪川原

字坪川原

理 事	工 藤 省 三	坪 儀 一 郎	鳥 谷 部 政 志	坪 幸 一	十 枝 内 隆 則	小 又 勲	中 村 等	八 嶋 勝 見	鳴 海 善 吉	小 又 精 一	沢 田 勉	坪 浅 憲	監 事	天 間 和 敏	枋 木 政 則	鳥 谷 部 政 志	鳥 谷 部 勇	小 又 勲
川 久 保 三 六 五	三 四	川 久 保 五 二 〇 の 四	八 五 の 一	六 四 の 八 一	一 二 一 の 二	二 一 の 一	〇	五 七 の 四	四 五 の 二	一 〇 六	六 の 二	九	一 〇 の 三	二 二 の 八	川 久 保 五 二 〇 の 四	部 三 一 の 三	一 二 一 の 二	一 二 一 の 二
字 舟 場 向	字 坪 川 原	字 舟 場 向	字 前 川 原	字 夏 間 木	字 道 ノ 上	大 字 榎 林 字 家 ノ 後 五	大 字 天 間 館 字 白 石 三	字 上 志 多	字 森 ケ 沢	字 森 ノ 上	字 後 平 九	字 大 平 四	大 字 天 間 館 字 小 田 下	大 字 榎 林 字 家 ノ 前 一	字 舟 場 向	字 下 鳥 谷	字 道 ノ 上	字 道 ノ 上
平 成 三 〇 三 退 任																		

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十二年災農地災害復旧事業 三六一一	十和田市	平成三〇・三
三六一二		
三六一三		三・五・二六
三六一四		三・六・二六
三六一五		
三六一六		三・六・二九
三六一七		三・六・二六
三六一八		三・五・二五
三六一九		三・六・六
三六一〇		三・五・二五
三六一一		三・六・二七

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十三年七月四日

上北地方農林水産事務所長 工藤洋一

三六二二八	三六一二七	三六一二六	三六一二五	三六一二四	三六一二三	三六一二二	三六一二一	三六一二〇	三六一一九	三六一一八	三六一一七	三六一一六	三六一一五	三六一一四	三六一一三	三六一一二
三六一二八	三六一二七	三六一二六	三六一二五	三六一二四	三六一二三	三六一二二	三六一二一	三六一二〇	三六一一九	三六一一八	三六一一七	三六一一六	三六一一五	三六一一四	三六一一三	三六一一二
三・一〇・三	三・一〇・三	三・六・六	三・七・八	三・六・六	三・六・六	三・六・四	三・五・五	三・六・一	三・一〇・六	三・二・八	三・一〇・三	三・九・四	三・九・四	三・五・五	三・九・一	

三六一四六	三六一四五	三六一四四	三六一四三	三六一四二	三六一四一	三六一四〇	三六一三九	三六一三八	三六一三七	三六一三六	三六一三五	三六一三四	三六一三三	三六一三二	三六一三一	三六一三〇
三六一四六	三六一四五	三六一四四	三六一四三	三六一四二	三六一四一	三六一四〇	三六一三九	三六一三八	三六一三七	三六一三六	三六一三五	三六一三四	三六一三三	三六一三二	三六一三一	三六一三〇
三・二・五	三・六・六	三・五・六	三・九・〇	三・二・三	三・六・四	三・六・六	三・九・一	三・六・六	三・六・七	三・六・六	三・七・五	三・一〇・三	三・一〇・三	三・六・四	三・九・四	三・一〇・〇

三六一六四	三六一六三	三六一六二	三六一六一	三六一六〇	三六一五九	三六一五八	三六一五七	三六一五六	三六一五四	三六一五三	三六一五二	三六一五一	三六一五〇	三六一四九	三六一四八	三六一四七
三・八・四	三・八・一	三・七・三	三・一〇・六	三・九・〇	三・八・四	三・六・四	三・六・三	三・五・五	三・六・六	〃	三・九・六	三・六・一	三・九・六	三・九・四	三・七・八	三・九・四

三六一八四	三六一八三	三六一八二	三六一八一	三六一八〇	三六一七九	三六一七八	三六一七七	三六一七六	三六一七四	三六一七三	三六一七二	三六一七〇	三六一六八	三六一六七	三六一六六	三六一六五
〃	三・六・六	〃	三・六・九	三・八・四	三・二・〇	三・六・六	三・二・〇	三・二・〇	三・九・四	三・二・三	三・九・四	三・六・四	三・五・四	〃	三・六・六	三・五・六

三六―一〇〇四	三六―一〇〇三	三六―一〇〇二	三六―一〇〇一	十一年災農業用施設災害復旧事業 三六―一六九	三六―九八	三六―九七	三六―九六	三六―九五	三六―九四	三六―九三	三六―九二	三六―九一	三六―八九	三六―八八	三六―八六	三六―八五
三・一〇・七	三・一・三〇	三・二・三	三・五・七	三・七・七	三・八・四	三・五・元	三・八・四	三・五・〇	三・五・〇	三・二・〇	三・七・一〇	三・七・六	三・六・元	三・六・元	三・二・〇	三・二・〇

三六―一〇二五	三六―一〇二四	三六―一〇二三	三六―一〇二一	三六―一〇二〇	三六―一〇一九	三六―一〇一八	三六―一〇一七	三六―一〇一六	三六―一〇一四	三六―一〇一三	三六―一〇一二	三六―一〇一〇	三六―一〇〇九	三六―一〇〇八	三六―一〇〇七	三六―一〇〇六
三・五・二五	三・八・一	三・九・四	三・六・四	三・六・六	三・九・二	三・六・四	三・六・元	三・五・三	三・六・四	三・七・四	三・六・七	三・七・六	三・七・八	三・六・元	三・六・元	三・七・九

三六一一〇四四	三六一一〇四三	三六一一〇四二	三六一一〇四〇	三六一一〇三九	三六一一〇三八	三六一一〇三七	三六一一〇三六	三六一一〇三五	三六一一〇三四	三六一一〇三三	三六一一〇三二	三六一一〇三一	三六一一〇三〇	三六一一〇二八	三六一一〇二七	三六一一〇二六
三・八・四	三・五・九	三・九・四	三・七・五	三・一〇・三	三・一〇・二	三・五・四	三・一・三〇	三・六・六	三・八・四	〃	三・七・五	三・一〇・三	三・八・四	三・一〇・三	三・七・三	三・七・一〇

三六一一〇六一	三六一一〇六一	三六一一〇六〇	三六一一〇五九	三六一一〇五八	三六一一〇五七	三六一一〇五六	三六一一〇五五	三六一一〇五四	三六一一〇五三	三六一一〇五二	三六一一〇五一	三六一一〇五〇	三六一一〇四八	三六一一〇四七	三六一一〇四六	三六一一〇四五
三・六・一	〃	三・六・九	三・五・三〇	三・二・一五	三・六・二	三・一・三〇	〃	三・七・八	三・六・一	三・五・二六	三・九・一	三・九・二	三・七・一〇	三・七・四	三・六・三	三・五・九

三六一一〇八〇	三六一一〇七九	三六一一〇七八	三六一一〇七七	三六一一〇七六	三六一一〇七五	三六一一〇七四	三六一一〇七三	三六一一〇七二	三六一一〇七一	三六一一〇七〇	三六一一〇六九	三六一一〇六八	三六一一〇六六	三六一一〇六五	三六一一〇六四	三六一一〇六三
二・三・六・六	二・三・七・四	二・三・八・七	二・三・六・六	二・三・一〇・三	二・三・一・三〇	二・三・五・三〇	二・三・五・二九	二・三・一・三〇	二・三・五・三三	二・三・七・二七	二・三・一・二五	二・三・七・二二	二・三・五・二九	二・三・七・二四	二・三・六・一	二・三・五・二五

三六一一〇九八	三六一一〇九七	三六一一〇九六	三六一一〇九五	三六一一〇九四	三六一一〇九三	三六一一〇九二	三六一一〇九〇	三六一一〇八八	三六一一〇八七	三六一一〇八六	三六一一〇八五	三六一一〇八四	三六一一〇八三	三六一一〇八二	三六一一〇八一
二・三・九・六	二・三・七・四	二・三・六・四	二・三・七・四	二・三・六・四	二・三・一・三〇	二・三・二・一	二・三・三・三	二・三・六・一	二・三・六・四	二・三・七・二四	二・三・七・四	二・三・六・四	二・三・一・三〇	二・三・七・二四	二・三・六・元

三六一一二一八	三六一一二一七	三六一一二一六	三六一一二一五	三六一一二一四	三六一一二一三	三六一一二一二	三六一一二一一	三六一一二一〇	三六一一〇九	三六一一〇八	三六一一〇七	三六一一〇六	三六一一〇五	三六一一〇四	三六一一〇三	三六一一〇二
二・七・二	二・七・二	二・七・二	二・七・二	二・七・二	二・七・二	二・七・二	二・七・二	二・七・二	二・七・二	二・七・二	二・七・二	二・七・二	二・七・二	二・七・二	二・七・二	二・七・二

三六一一一三五	三六一一一三四	三六一一一三三	三六一一一三二	三六一一一三一	三六一一一三〇	三六一一二二九	三六一一二二八	三六一一二二七	三六一一二二六	三六一一二二五	三六一一二二四	三六一一二二三	三六一一二二二	三六一一二二一	三六一一二二〇	三六一一一九
二・九・二	二・七・四	二・二・三〇	二・二・二五	二・六・三	二・六・九	二・二・四	二・五・二六	二・八・四	二・四・六	二・六・六	二・六・九	二・二・三〇	二・六・四	二・二・三〇	二・五・二六	二・六・六

三六一一五四	三六一一五三	三六一一五一	三六一一五〇	三六一一四九	三六一一四八	三六一一四七	三六一一四五	三六一一四四	三六一一四三	三六一一四二	三六一一四一	三六一一四〇	三六一一三九	三六一一三八	三六一一三七	三六一一三六
二・三・六・元	二・三・九・一	二・三・六・三	二・三・九・〇	二・三・六・三	二・三・九・一	二・三・八・七	二・三・六・七	二・三・九・一	二・三・七・四	二・三・九・二	二・三・九・〇	二・三・一〇・三	二・三・七・五	二・三・六・五	二・三・六・五	二・三・一〇・三

三六一一七二	三六一一七一	三六一一七〇	三六一一六九	三六一一六八	三六一一六六	三六一一六五	三六一一六四	三六一一六三	三六一一六二	三六一一六一	三六一一六〇	三六一一五九	三六一一五八	三六一一五七	三六一一五六	三六一一五五
二・三・七・九	二・三・七・五	二・三・五・〇	二・三・九・四	二・三・一〇・七	二・三・九・四	二・三・七・六	二・三・九・二	二・三・六・四	二・三・九・一	二・三・五・三	二・三・九・〇	二・三・二・〇	二・三・八・四	二・三・二・〇	二・三・七・二	二・三・二・〇

三六一二一九〇	三六一二一八九	三六一二一八七	三六一二一八六	三六一二一八五	三六一二一八四	三六一二一八三	三六一二一八二	三六一二一八一	三六一二一八〇	三六一二一七九	三六一二一七八	三六一二一七七	三六一二一七六	三六一二一七五	三六一二一七四	三六一二一七三
三・四・六	三・七・五	三・一・五	三・一〇・一〇	三・六・三	三・九・三	三・八・三	三・一・〇	三・六・六	三・九・一	三・一・〇	三・六・六	三・七・四	三・七・八	三・一〇・一六	三・七・四	三・一・一〇

三六一二二〇七	三六一二二〇六	三六一二二〇五	三六一二二〇四	三六一二二〇三	三六一二二〇二	三六一二二〇一	三六一二二〇〇	三六一二一九九	三六一二一九八	三六一二一九七	三六一二一九六	三六一二一九五	三六一二一九四	三六一二一九三	三六一二一九二	三六一二一九一
三・五・五	三・六・九	三・八・二	三・五・五	三・七・三	三・八・二	三・七・三	三・八・二	三・九・一	三・七・三	三・四・六	三・二・六	三・七・三	三・一・〇	三・七・四	三・九・一	

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三六一二二二四	三六一二二三三	三六一二二三二	三六一二二三一	三六一二二二〇	三六一二二一九	三六一二二一八	三六一二二一七	三六一二二一六	三六一二二一五	三六一二二一四	三六一二二二三	三六一二二二二	三六一二二二一	三六一二二二〇	三六一二二〇九	三六一二二〇八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一三・九・二四	一三・一〇・七	一三・六・元	一三・六・四	一三・七・七	一三・一〇・三	一三・六・一〇	一三・五・〇	一三・九・一	一三・六・二	一三・五・〇	一三・七・三	一三・六・一	一三・七・二	一三・六・元	一三・七・三	〃

〃	〃	〃
四一一〇九	三六一二二二六	三六一二二二五
十和田湖町	〃	〃
一三・五・七	一三・五・〇	一三・六・四

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川一丁目七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	-------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭